

日	月	送	受	番	号	先	議	合	欄	号	省	生	厚	案起	昭和	33年	月	8日	判決	月	日	合校	行施	月	日	へ送る	月	日	
第	号	送	受	月	日				第	号	送	受	月	日	主査	受付	局課	月第	日号										
号	送	受	月	日					号	送	受	月	日																
7																													
今 式 典 に お い て 原 告 者 を 有 沿 革 部 告 て 次 々 の と か り	来る	十月	十一日	ハ	行	ゆ	く	ハ	原	生	省	創	立	ニ	十	周	斗	吉	田	同	月	日							
					</																								

日月送受号番先議合

第 号	送 受	第 号	送 受	第 号	送 受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

とくよーいか

あ伺ひする。

(田也事務次大)
が報矣す。

直向、昭二八、一一一〇の際休
吉野の宮崎平賀ゆりへ
行乞。

厚生省沿革報告案

ニニに厚生省創立二十周年の成典を挙げに當り、厚生省へ沿革と顧み併せてその近況を附報告致へと思ひます。

昭和十二年六月冒成立以來一まことに第一次近衛内閣は、その約一箇月後にわざまつて、「国民体力の向上及び国民福祉の増進を因るため、二年内閣下の行政を綜合統一する」として、二件を拡充刷新^{アラニ}とは密接の要務なり」と認めて保健社会省

裏面白紙

厚生省

の設置方針を定め、二州に基いて内務省衛生局、内務省の外局
ならびに社会局、逓信省簡易保険局及び文部省体育課を統合し
(勅令第十七号) 厚生省が設立されたのであります。
昭和十三年一月十一日 厚生省が設立されたのであります。

満足當時の機構は、本省としては大臣官房のほか、体力局、紀
生局、予防局、社会局及び労働局並びに臨時軍事援護部の
五局一部をもち、外局として、其、経済局、社会保険局及び簡
易保険局の三局ならびに保険院があつて、体位

他上
國民の
を取れども、

裏面白紙

厚生省

142

向に上、福祉増進に因る國の行政を綜合するという見地より頗
る充実した内容を持つております。

まことに國民体力の低下の傾向を憂えて設置され乍ら厚生省
(設立当初から)
は折りのめく國の戰時態勢の下にかけて、健民健兵政策に、統
率進展するに伴い
(厚生者は)
後の安定施策に、廣葉傳單の適正配置などその使命の達成に
努めておりますが、二の間にかけ機構の主な変遷を記載します

すれば、昭和十四年七月廿四日軍事保険院が設置され、昭和
(外局として)

裏面白紙

厚生省

十六年一月に内閣より職業向~~むき~~^{たる}が設置され、戰争の激化とともに増加する。又、行政簡素化に併^なては、保険院の解体、向の統合等が行われたのであります。

終戦後レカヨーでは、昭和二十一年九月、従来厚生省が所管
しておりました労働に関する事務は、労働省の新設によつて同省に
移管され、翌昭和二年五月には引揚援護局の設立が予定され
的種々のと全く、現在、大臣官房の外、公衆衛生、医務、薬務、社会、児童、保険
機構にも更遷する形で、これが國が福祉國家として之を發展
引揚援護の七局と統計調査、公立公園、環境衛生、未帰還調査の四部
ともつに至つてあります。

厚生省

新憲法の公布とともにわが国が福祉国家として出發するにあたり、
日本は豈と云ふ事無く、厚生省は、憲法第25条に規定する社会
福祉、社会保障及び公衆衛生の向上並びに増進を一体的に遂行
する旨といたすのであります。アーティスの十年間にわたり厚生
行政の目覚ましい進展は、諸君はおわかります。されば、厚生行政を見張
即ち、この新憲法下の十年間ににおける厚生行政の飛躍的發展をしましては、
かと云づわざと存ります。たとえば、衛生行政の面にみま
しては、全国に保健所網が整備され、結核の健康診断を始め、伝
染病その他の疾病の予防が推進され、あるいは家族計画や栄養

厚生省

185

に開する指導も行ゆめうようになリモーした。さらに、生活環境へ改善の面にかけては上下水道の整備が進み、蚊や害虫の駆除され、
（や清掃）汚物処理施設の整備も進められ、（又）口民の（場）の口立公園、口定公園、
・診療所（Fでも）国民健康保険の直営診療所や公的医療機関
によるべき出張診療所により無医地区の解消が進められ、薬へ
面でもペニシリン、ストレプトマイシンその他の新薬の発見をはじめ、
各種医薬品の量産化と販賣の向上へ飛躍的發展を遂げたのであり

（口民公園）
の整備も
急速に
進められて

まことに、さうにまた、医療費の問題としては、各種の社会保険や
医療扶助制度によって、国民生活が守られるに至つていいのであります。
このようになって國民の平均寿命が飛躍的に伸長するという輝やか
い成果が得られ、亡國病といわれた結核もその死因順位は第六位に
転落すところを胡報を得て、これは日本、皆你とともにすこひうれ
しく存すところであります。

近來國家による福祉政策
戦前と今と異り理念

まことに、民生關係にあきりても、より行政が

日本は、車をもととねや本のとおりで、国民の最低生活は、
保険法により保障され、児童虐待の明確な表現がなされ、理念の
は、児童の権利と、児童虐待の理念の下に増進され
木は児童の福祉、
各種の施設も、
階層や母子家庭に対する施策も、
種々の施設も、
また、二つで特に御報告いたいことは、終戦とともに外地に在籍を余
儀なくされた同郷の引揚と、
未曾有の大
胞

厚生省

あることでありまして、現在までに引揚の対象となつた者は、實に
六二八万八千余名
未だ引揚の名のうちを
数えていちづあります。

十七日未理他事

二の二十六年を歓送すと、
まことに國行の宿社を押さで十年間、種々の困難はありよしたが

先輩 諸氏の御支援とはじめ奥様の方々の御協力下にて
幸い口民各位の広い理解と御支援の下に
一步一步少しづつ拡がりと厚みとを加えて参ったのであります

直ちに子供のための
錦選り、社会保障制度
の確立上

二 不可欠の基本施策

二 不可欠の基本施策

裏面白紙

149

人秉田血百通の也。肉をつけて参る階にひき

厚生省

であります。

以上厚生省の沿革とその近況の概略を申一上げて次第でありますべ、最後に厚生省創立三十周年といふ機会に際し、
わが省創設以來
の美風良采を
おほす人々和
たましく固く
いたし、橋本現
大臣の御
拳銃一体の
實を挙げ、
私共、ニニに再び決意を新たにしゆか國の福祉の増進に
寄上して参る所存でありますと申一上げて、ニイ報告を終

ひ第で二十三



厚生省

$\frac{30}{14504}$
 $\frac{8}{360}$

厚生省二十年の歩み

昭三三・一〇・六
厚生大臣放送原稿

一 厚生省の創設当時の経緯及び当時の機構
厚生省が創設されましたのは、昭和十三年一月十一日であります
が、その基本となる保健社会省の設置方針が定められましたのは、わ
その前年の七月で、第一次近衛内閣の成立後一箇月程のことです
ます。当时、国民の体力は一般に低下の傾向が著しく、これは、わ
が国の産業経済及び国防にとつてまことに憂うべきことであるから、
国民体力の向上及び国民福祉の増進をはかるため、これに関する行
政を総合一元化し、これを拡充刷新することが喫緊の要務であると
され、内務省衛生局、内務省の外局たる社会局、逓信省簡易保険局
及び文部省体育課を統合して、厚生省が誕生したのであります。当
時の厚生行政が産業経済及び国防の見地に立つて国民体力の向上を
図つたということは、今日においてはまことに感なきを得ないとこ
ろであります。

(発足当時の機構としては、大臣官房のほか、体力局、衛生局、予

防局、社会局及び労働局の五局並びに臨時軍事援護部をもち、外局
として総務局、社会保険局及び簡易保険局の三局からなる保険院が
ありまして、体力向上、福祉増進に関する国の行政を総合するとい
う見地から頗る充実した内容を持つていたのであります。)
「厚生」という名称ですが、これは今日では国民に親しいものと
なりましたが、この出典は支那の書經にあります。先に申しました
とおり、当初は保健社会省という名称が考えられていました
すが枢密院において、「社会」の語は当時の国内情勢から不適当で
あること、他省と同様二字の名称が好ましいこと、ローマ字で表現
する場合「保健」と「保険」が混同されるおそれがあること等の異論が
出、結局枢密顧問官南弘氏の意見で厚生省ということになつたので
ありまして、「徳を正し、無駄を省き、民の生を厚くすることを同
時にを行うことが帝王の道である」とか「衣食を十分にし、心身の生
活を豊かにすることが即ち、民の生を厚くすることである」等の字
句からとつたものと思われます。

(参考)

正徳利用厚生(書經及び左伝)
衣帛食肉不飢不寒之類所以厚民之生也(書集伝)』

二

戦時下的厚生行政

設立の経緯からも明らかに、厚生省の最初の十年の行政は、戦争の長期化とともにその遂行に奉仕することであつたのであります。これを大別すれば、国民体力法の施行、結核撲滅対策の推進等を中心とする健民健兵対策と、軍人遭家族の援護や傷病兵の保護等の統後の安定施策と、勤労訓練や国民徵用等の産業人員の適正配置の実現にあつたといえましょう。その間、戦争の激化とともに、戦時態勢に即応するため軍事保護院がおかれる等厚生省の機構に変遷があり、終外局として軍事保護院がおかれ、また、職業局が増設されたりした一方昭和十七年及び十八年の行政簡素化に伴つては保険院が解体されて簡易保険及び郵便年金は再び逓信省に移され、局の統合が行われる等のことがあつて、終戦を迎えるに至つたのであります。

三

終戦時の厚生行政

終戦を迎えてのわが国の混乱は、皆様の御記憶にも新しいところとと思いますが、この期における厚生行政にとつて第一の問題は、邦人引揚の問題でありました。昭和二十年十月十二日通告された引揚に関する中央責任官庁を決定せよという占領軍の指令に基いて厚生省がその責任官庁とされ、社会局に引揚援護課が新設されたのであります。これが後に引揚援護庁となつて厖大な引揚事務と遭家族援護の事務を担当したのであります。

この期における厚生省の第二の課題は、生活困窮者に対する生活援護の問題でありました。戦争遂行による国力の疲弊と戦災、離職、引揚等によつて公的扶助を必要とする者の数は急激に増加したので、宿泊、給食、医療、衣服、寝具その他の生活必需品の給与、食料品の補給等の生活援護を行つたのであります。

福祉国家における厚生行政

四

以上のように終戦の混乱時に際し厚生行政は、いち早くその使命

達成に努めたのであります。何と申しましてもこの行政がその本來の意味において進展することとなつたのは、新憲法の下わが国が福祉国家として出発することとなつてからであります。昭和二十二年労働省の新設に伴い、それまで厚生省が所管していました労働関係の行政は、労働省に移管されました。戦後十年間におきまして厚生行政は、憲法第二十五条の精神を実現すべく、公衆衛生の向上に、社会福祉の増進に、社会保険の普及に、急速に著しく伸展したのであります。たとえば、衛生行政の面におきましては、全国に保健所網ができあがりまして、結核の健康診断を始め、伝染病その他疾病の予防、あるいは家族計画や栄養の指導にも手をのばすようになります。さらに、私どもの生活環境を善くするために、上下水道・田舎では簡易水道・を整備して生活が非常に便利に且つ衛生的になりました。また、蚊やはえの駆除、近頃では汚物、ふん尿の衛生的処理。また病院・診療所なども従来手近に得られなかつた地方にも、国民健康保険の直営診療所の形で、或は、国立や県立

病院からお医者さんを派遣する、所謂へき地診療所の形でどんどん設置されるようになりますとともに、また薬の面でも、ペニシリソ・ストレプトマイシンその他の新薬の発見を始め、各種医薬品の量産化と質の向上に飛躍的発展をみるに至り、これが国民の生命をどれだけ助けていくかは今更申すまでもありません。さらにまた、医療費の問題としては、各種の社会保険が普及して参り、平素から若干の保険料をかけておくことにより、病気の場合に容易に医師の手当を受けることができるようになります。これにより、国民のしあわせが非常に増大しました。かくして、国民の余命は、二十年前は、平均、男四十七才、女五十才が、今日では男六十三才、女六十八才に迄長生きできるようになります。亡國病といわれた結核も死因順位が第六位に転落するという朗報も得られたのであります。

また、民生関係におきましても、生活に困つた人に對しては、生活保護法により、国民の権利として最低生活が保障されるとともに、児童、身体障害者、母子家庭の福祉をはかるための各種の法律の制

五

定をみ、お年寄のための養老院、働く人々の子供を預る保育所等は今日至る処に見られるようになり、低所得階層に対する施策は大いに推進されるに至りました。

このように国民の福祉を担つて十年間、その間、色々の困難はありましたが、関係の方々の御援助御協力によつて、厚生行政は、一步步一歩、その拡がりと厚みとを加えて今日に至つてゐるのであります。

今日、厚生行政に對して最も要望されてゐるところの医療に関する国民皆保険は、既に昭和三十五年度を中途として着々計画を進めしており、又全国民待望の国民年金制度も明年度より実現を見るに至り、ここで漸く社会保障の骨組みが一應整備されるに至りました。今後はこれ等の施策に肉をつけ、血を通わせるという大きな仕事が残つてゐる訳であります。

申す迄もなく厚生省の仕事は国民の日常生活に直結しております

だけに問題は広く、後から後からと新しい仕事が出来、福祉国家の実現を目さして民族の進展と歩調を合せて進んで参る訳であります。厚生省創立満二十周年といふ、いわば成人の年を迎えたこの機会に、私どもといたしましても更に決意を新たにし、国民の福祉の増進に努めて参る所存でありますがどうか国民各位におかれましても、なお一層この行政に深い理解と協力を示されますようお願ひする次第であります。

備考（一）印は、機構の細目にわたるため、放送からは除外されたが、念のため、記載したものである。

厚生省沿革報告

厚生事務次官 宮崎 太一
(昭二八・一・一〇)

ここに厚生省創立十五周年の成典を挙げるに当り、厚生省の沿革を顧み併せてその近況を御報告致したいと思います。

厚生省が創設されましたのは、昭和十三年の一月十一日であります。がその基本となる保健社会省の設置方針が定められたのはその前年たる昭和十二年の七月であります。第一次近衛内閣はその発足後清新の氣未だ新たなる裡に「国民体力の向上及び国民福祉の増進をはかるため、これに関する行政を総合統一し、これを拡充刷新することは喫緊の要務なり」と認め、保健社会省新設の方針を決定したのであります。然るに程なく支那事変が勃発いたしましたので、その実施は一時見送られていたのであります。やがて事變の早期解決が困難となり、事態が相当永続性を示すにいたりましたため、先に決定された方針が実施に移され、ここに内務省衛生局、外局たる社会局、通信省簡易保険局及び文部省保育課が統合され、厚生省が

生まれ出するに至つたのであります。

発足当時の機構は、本省としては大臣官房の外体力局、衛生局、予防局、社会局及び労働局の五局を持ち、外局としては総務、社会保険及び簡易保険の三局から成る保険院があり、厚生省は発足当時人材に関する国の行政を総合するという見地から頗る充実した内容を持つておつたのであります。私は当時事務官としてこの設立準備にあたつたものであります。私は当時事務官としてこの設立準備に貢献された先輩各位の御努力は實に並々ならぬものがあつたのであります。今日その御尽力と御見識に対し衷心より敬意と感謝を獻げたいと思います。

その後事變の進展にともない新たな事務処理の必要上機構の拡充整備が行われ、昭和十三年七月には計画、業務の二局から成る薬事保護院が外局として更に一つ追加されるに至り、ここに厚生省は五内局二外局を擁する堂々たる機構を有することとなつたのであります。更に昭和十六年一月には新に内局として職業局が増置されたの

であります。

かくて厚生省は戦時下、産業人員の適応配置に力をいたすと共に、傷病兵等の保護をはじめ、国民の保健及び福祉に努力を続けたのであります。が、戦局が逼迫するにつれ、国民の福祉の面においては力の足らざる点が痛感されていました。

その後昭和十七年の行政簡素化の実施に伴い、保険院が解体され、簡易保険及び郵便年金の事務は再び通信省に帰され内局として保険局が設けられ衛生、予防の二局及び職業、労働の二局がそれぞれ統合されて衛生局及び勤労局となり更に翌昭和十八年の行政簡素化により人口、生活の二局が統合されて健民局となり、次いで勤労局に動員、指導の二部が置かれる等のことがあり、終戦を迎えるに至つたのであります。

終戦後、新憲法の下に基本的人権の確立が叫ばれ、民生の安定が国の施策の基本方針とされるに至り厚生行政は再びその本来の姿に沿つた発展をなし得ることとなつたのであります。機構の点におき

ましても、現在の公衆衛生、医務、薬務、社会、児童、保険の六局及び引揚援護庁の一外局に落ち着くまでには、種々の変遷があつたのであります。が、最も意義深きことは長い間の念願であつた労働省の新設が昭和二十二年の九月に実現致したことであります。又昭和二十一年三月に外局として引揚援護院が設けられ、次いで翌二十二年旧陸海軍の残務処理にあたる第一復員局及び第二復員局が内閣から厚生省に移管され、これが翌二十三年五月に統合されて今日の引揚援護庁となつておりますことも亦忘れることのできないことであります。

戦後の厚生行政につきましては占領下においても幸に占領軍当局の支援により衛生施策は劇的に進展し、福祉方面にも遂次施策の実現が図られているのであります。又昭和二十六年における国民の死亡率は戦前に比べ約四割弱の減少を示すに至りました。又先輩が多年に亘り悲願とされてきた結核の撲滅は漸くその努力が実を結び昨年においては結核死亡を約七万に減少させ結核による死亡

を国民死亡の第三位に転落させるという結果を齎すことができる所まで漕ぎつけて参りました。

又社会保険の施策も次第に充実して来ております。独立を契機としてこれらの方策を更に充実して参りたいと思います。先輩及び関係者各位のかわらざる御支援を心からお願いたいとしたいと思います。

最後に先輩各位に報告致したいことがあります。

それは人の和であります。事務系統と技術系統との間隙のない協力結合こそは省の創設に当たり、先輩各位の特に意を用いられた所と承つておりますが、その美風は五万人の人員を擁し、旧陸海軍の人々を迎えております今日におきましてもいささかも歪められておりません。省内に何等の派閥なく又いささかのわだかまりもありません。山県現大臣を載き挙省一体の美を挙げております。私はこのことをあふれでる喜びといささかの誇りを以て先輩各位に御報告致したいと思います。

以上をもつて沿革報告と致します。